平成２１年（フ）第１５８号
香川県丸亀市土器町東７丁目684番地　蓬莱マンション605号
債務者　川田　　猛
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２１年（フ）第１６２号
北海道古平郡古平町大字本町80番地、前住所北海道古平郡古平町大字浜町417番地
債務者　山貝　　猛
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１６５号
北海道余市郡余市町黒川町２丁目185番地
債務者　藤森　美仁
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１７０号
北海道余市郡余市町山田町519番地１
債務者　田口夏奈子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１７２号
北海道小樽市天神１丁目15番713号　朝日プラザサウスヒルズ小樽
債務者　沖田千枝子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１７５号
北海道小樽市桜４丁目８番32号
債務者　高田　裕章
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１７７号
北海道小樽市花園１丁目６番123号　嘉野ＭＳ
債務者　小林まり子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１７８号
北海道余市郡余市町港町157番地２
債務者　本間　隆二
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１７９号
北海道余市郡余市町港町157番地２
債務者　本間美貴代
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第１１８４号
仙台市青葉区本町１丁目９番３―604号
債務者　竹下　春美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第１１８９号
仙台市青葉区中山６丁目28番20号　ファミール中山102
債務者　富田　茂夫
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第８０号
宮城県刈田郡七ヶ宿町字柏木山137番地
債務者　佐藤美智子（旧姓小岩）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部
平成２１年（フ）第２２２号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1984番地62
債務者　斎藤　次雄
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２１年（フ）第２２８号
茨城県土浦市蓮河原新町５番14号図司住宅７号
債務者　大塚たか子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２１年（フ）第２３０号
茨城県土浦市神立中央３丁目12番12号ウィンディアＡ棟102号
債務者　塚本　伸枝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２１年（フ）第７７号
千葉県茂原市谷本39番地５
債務者　花崎マツヱ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２１年（フ）第８２号
千葉県茂原市長尾2005番地５横山ハイツ105
債務者　北村由記子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係